

## 参考資料

- 下水道法該当条項
- 下水道法施行令該当条項
- 下水道法施行規則該当条項
- 水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について
- 下水道法に基づく事業計画の運用について
- 下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について

改 正 案

現 行

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ（略）

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五〇九（略）

（事業計画の策定）

第四条（略）

2（略）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。  
イ（略）  
ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五〇九（略）

（事業計画の策定）

第四条（略）

2（略）

3 国土交通大臣は、前項の規定による協議（第二条第三号ロに該当する公共下水道（以下「雨水公共下水道」という。）に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。

4（略）

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出（雨水公共下水道に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

6（略）

（事業計画に定めるべき事項）

第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度

二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力

三（略）

四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

五 予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。）

六（略）

2（略）

（事業計画の要件）

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質（水温その他の水の状態を含む。以下同じ。）に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

3 国土交通大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。

4（略）

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

6（略）

（事業計画に定めるべき事項）

第五条 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域

二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置

三（略）

四（略）

2（略）

（事業計画の要件）

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質（水温その他の水の状態を含む。以下同じ。）に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

- 二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に適合していること。
- 三 予定処理区域が排水施設及び終末処理場（雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設）の配置及び能力に相応していること。
- 四 五（略）

（公共下水道の維持又は修繕）

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

- 2| 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

- 3| 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

（事業計画に定めるべき事項）

第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度

二 五（略）

2（略）

（事業計画の要件）

第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その

- 二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合していること。

- 三 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。
- 四 五（略）

（新設）

（事業計画に定めるべき事項）

第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力

二 五（略）

2（略）

（事業計画の要件）

第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その

他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

- 二 流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第二十五条の十八において準用する第七条の二第二項の技術上の基準に適合していること。

- 三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場（雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設）の配置及び能力に相応していること。

四・五（略）

（準用規定）

第二十五条の十八 第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

- 2 第七条から第八条まで、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十三条から第二十五条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

- 二 流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の技術上の基準に適合していること。

- 三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場（雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設に限る。）の配置及び能力に相応していること。

四・五（略）

（準用規定）

第二十五条の十八 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

- 2 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十三条から第二十五条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

（事業計画の決定及び変更）

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第二号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。

- 一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況
- 二 四（略）
- 五 毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源

（事業計画の決定及び変更）

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。

- 一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途
- 二 四（略）
- 五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

（国土交通大臣に協議する事業計画）

第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの  
イ 予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の一般公共下水道の事業計画
- ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する一般公共下水道の事業計画
- ハ 第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画
- ニ 雨水公共下水道の事業計画

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

- 一・二（略）
- 三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 四 六（略）

（国土交通大臣に協議する事業計画）

第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画
- 二 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道の事業計画
- 三 第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

- 一・二（略）
- 三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 四 六（略）

第五條の十二 法第七條の第二項(法第二十五條の十八において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 公共下水道又は流域下水道(以下この条において「公共下水道等」という。)の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況(以下この項において「公共下水道等の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大いものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 四 第二号の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 五 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ(排水施設から下水があふれ出るおそれがある場合に、当該排水施設から下水を排出するための可搬式のポンプをいう。)又は仮設消毒池(水処理施設において下水を処理することができなくなるおそれがある場合に、当該下水を流入させ、その消毒を行うための仮設の池をいう。)の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。

2) 前項に規定するもののほか、公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七條の六 流域下水道管理者は、法第二十五條の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七條の九第七号において同じ。)及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 四 (略)

五 毎会計年度の工事費(維持管理に要する費用を含む。)の予定額及びその予定財源

六 (略)

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七條の九 法第二十五條の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二條に規定する道路内における位置の変更を除く。

二 八 (略)

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七條の六 流域下水道管理者は、法第二十五條の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七條の九第七号において同じ。)及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 四 (略)

五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

六 (略)

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七條の九 法第二十五條の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二條に規定する道路内における位置の変更を除く。

二 八 (略)

<p>(都道府県知事が指示する下水道)</p> <p>第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 一般公共下水道のうち、予定処理区域の面積が百ヘクタール以下のもの又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続するもの</p> <p>ロ 雨水公共下水道</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(都道府県知事が指示する下水道)</p> <p>第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道</p> <p>ロ 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

○下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)

(傍線の部分は改正部分)

<p>(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)</p> <p>1</p> <p>第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分<sup>を有する排水施設</sup>(次に掲げる箇所及びその周辺に限る。)であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの(腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。)とする。</p> <p>一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所</p> <p>二 伏越室<sup>おぼよこし</sup>の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ<sup>が大きい箇所</sup></p> <p>2 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、同条第一項第一号の規定による点検(前項に規定する排水施設に係るものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存することとする。</p> <p>一 点検の年月日</p> <p>二 点検を実施した者の氏名</p> <p>三 点検の結果</p> <p>様式第二(第四条関係) (表紙)</p>	<p>(新設)</p> <p>様式第二(第四条関係) (表紙)</p>
--	---

公共下水道事業計画書

公共下水道管理者  
工事着手の予定年月日  
工事完成の予定年月日

備考

(略)

(第1表)

(略)

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2・3 (略)

4 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

(略)

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水を排除すべき吐口を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

公共下水道事業計画書

公共下水道管理者  
工事着手の予定年月日  
工事完成の予定年月日

備考

(略)

(第1表)

(略)

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2・3 (略)

4 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠<sup>きよ</sup>について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

(略)

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2 (略)

3 「主要な吐口」の種類欄は、処理施設に係る吐口、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口ごとに、それぞれ、処理施設、雨水吐、分流式雨水管渠又は雨水公共下水道と記載すること。また、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と記載すること。

4 「摘要」欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。

(第3表)

管渠調査				
処理区の名	主要な管渠の内のり寸法	延長	点検箇所の数	摘要
	(単位 ミリメートル)	(単位 メートル)		
計				

備考

2 (略)

3 「主要な吐口」の種類欄は、処理施設に係る吐口、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口ごとに、それぞれ、処理施設、雨水吐又は分流式雨水管渠と記載すること。また、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と記載すること。

4 「摘要」欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。

(第3表)

管渠調査			
処理区の名	主要な管渠の内のり寸法	延長	摘要
	(単位 ミリメートル)	(単位 メートル)	
計			

備考



- 1 (略)
- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 (略)
- 4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第4表)

処理施設調書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ヘクタール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大(単位立方メートル)	雨天日最大(単位立方メートル)		
~~~~~								
~~~~~								
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称		主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要		

- 1 (略)
- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 (略)  
(新設)

(第4表)

処理施設調書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ヘクタール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大(単位立方メートル)	雨天日最大(単位立方メートル)		
~~~~~								
~~~~~								
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称		主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要		

備考

- 1 この表は、法第2条第3号イに該当する公共下水道について記載すること。
- 2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第5表)

(略)

備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

(第6表)

(略)

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る貯留施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2・3 (略)

備考

(新設)

- 1 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 2 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 3 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第5表)

(略)

備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

(第6表)

(略)

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2・3 (略)



- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること
- 4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

様式第六（第八条関係）

特定施設設置届出書  
(略)

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書  
(略)

〔下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第2項）  
下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第3項）〕の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

(略)

- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。

様式第六（第八条関係）

特定施設設置届出書  
(略)

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書  
(略)

〔下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第2項）  
下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第3項）〕の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

（略）

下水道法第 12 条の 4（下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十（第十二条関係）

氏名変更等届出書

（略）

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十一（第十二条関係）

特定施設使用廃止届出書

（略）

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十二（第十三条関係）

承継届出書

（略）

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項（下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 8 第 3 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

（略）

下水道法第 12 条の 4（下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十（第十二条関係）

氏名変更等届出書

（略）

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十一（第十二条関係）

特定施設使用廃止届出書

（略）

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十二（第十三条関係）

承継届出書

（略）

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項（下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 8 第 3 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十四 (第十六条関係)

(表)

(略)

上記の者は、下水道法第13条第1項(下水道法第25条の18第1項において準用する同法第13条第1項)の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

(略)

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第13条 (略)

(準用規定)

第25条の18 第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。

様式第十五 (第十八条関係)

(表紙)

流域下水道事業計画書

流域下水道管理者  
工事着手の予定年月日  
工事完成の予定年月日

備考

用紙は、日本工業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

様式第十四 (第十六条関係)

(表)

(略)

上記の者は、下水道法第13条第1項(下水道法第25条の10第1項において準用する同法第13条第1項)の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

(略)

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第13条 (略)

(準用規定)

第25条の10 第7条、第8条、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。

様式第十五 (第十八条関係)

(表紙)

流域下水道事業計画書

流域下水道管理者  
工事着手の予定年月日  
工事完成の予定年月日

備考

用紙は、日本工業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第3表)

管渠調書								
流域下水道処理区 の名称	幹線名	位置		最大内の り寸法  (単位 ミリ メートル)	最小内の り寸法  (単位 ミリ メートル)	延長  (単位 メー トル)	点検箇 所の数	摘要
		起点	終点					
計								

## 備考

- 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう。
- 分流式の流域下水道（雨水流域下水道を除く。）については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の流域下水道の雨水管渠の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。
- 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。
- 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第3表)

管渠調書							
流域下水道 処理区の名 称	幹線名	位置		最大内のり 寸法  (単位 ミ リ メートル)	最小内のり 寸法  (単位 ミ リ メートル)	延長  (単位 メー トル)	摘要
		起点	終点				
計							

## 備考

- 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう。
- 分流式の流域下水道（雨水流域下水道を除く。）については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の流域下水道の雨水管渠の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。
- 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。  
(新設)







国水下企第 8 1 号  
平成 27 年 11 月 19 日

各地方整備局長  
北海道開発局長 経由  
沖縄総合事務局長

都道府県知事 殿  
指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

### 水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）は、平成 27 年 5 月 20 日に公布され、一部の規定を除き平成 27 年 7 月 19 日に施行されたところである。

今般、「水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成 27 年政令第 383 号）が公布され、改正法の公布から 6 月以内に施行されることとされていた雨水公共下水道及び公共下水道の維持又は修繕の基準、事業計画制度の拡充等に係る改正規定が平成 27 年 11 月 19 日に施行されることとなった。

また、「下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令」（平成 27 年政令第 384 号。以下「改正令」という。）が平成 27 年 11 月 13 日に公布、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年国土交通省令第 78 号。以下「改正省令」という。）が平成 27 年 11 月 13 日に公布され、いずれも平成 27 年 11 月 19 日に施行されることとなった。

改正法の施行については、既に通知している「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」（平成 27 年 7 月 21 日国水政第 24 号・国水下企第 30 号）及び下記の事項に十分留意した上で適切な運用に努められるとともに、速やかに下記の関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

記

## 1 雨水公共下水道制度の創設について

### (1) 雨水公共下水道の定義等（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イ関係）

公共下水道により雨水排除及び汚水処理を行う区域について、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた「都道府県構想」の見直しが進められていることを背景に、雨水排除のみに特化した下水道整備ができるよう、公共下水道の定義を改め、これまでの公共下水道を第2条第3号イとし、雨水の排除を行い、汚水の排除及び処理を行わない公共下水道を同号ロとして新たに規定した（下水道法第4条第3項において雨水公共下水道と略称）。

雨水公共下水道は、市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものである。

雨水公共下水道の整備区域は、具体的には、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について（平成19年9月14日19農振第1045号、19水港第1801号、国都下事第226号、環廃対発第070914001号）」通知以前に、「都道府県構想」において公共下水道の整備を予定していたが、その後、効率的な整備手法の見直しの結果、公共下水道による汚水処理を行わないこととした区域について、浸水被害の防止を図ることを目的としたものである。このような場合を除き、公共下水道が雨水排除及び汚水処理の機能を同時に担うことは従前のおりである。

都市部における浸水対策については、これまでも河川部局と下水道部局が連携して実施してきたところであり、雨水公共下水道の事業の実施に際しても、今後両部局が協議の場において計画の整合を図るとともに事業の進捗状況を定期的に確認する等により、十分調整・連携して浸水対策を推進されたい。

### (2) 雨水公共下水道に係る規定の適用関係

雨水公共下水道は、下水道法第2章の公共下水道に係る規定のうち、下水道法第2条第3号イに該当する公共下水道が合流式である場合又は分流式である場合の污水管に適用される規定（下水道法第11条の3、第12条の2から第12条の11、第18条の2、第21条第2項、第21条）は適用されない。

なお、これらの規定は、「終末処理場を設置している公共下水道又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している公共下水道（下水道法第12条の2第1項）」に限って適用されると規定されているものか又は文言上雨水公共下水道に適用されないことが明らかであるものであるため、雨水公共下水道の適用関係について書き分けを行う等の特段の措置を講じていない。

### (3) 雨水公共下水道の事業計画（下水道法第4条、第5条第1項第5号、第6条第3号、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）様式第2関係）

雨水公共下水道は下水の処理を行わないことから、雨水公共下水道の事業計画は、予定処理区域に代えて、予定排水区域を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業

計画の様式第2備考を改めるとともに、予定排水区域が排水施設の配置及び能力に相応していることを要件とした。

また、公共下水道管理者は雨水公共下水道の事業計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定排水区域等を公示して、これらに関して利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないこととした。

なお、雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから、事業計画の策定又は変更の際し、環境大臣への協議又は届出は不要である。

雨水公共下水道の事業計画策定に当たっては、人口減少等に対応したコンパクトシティ等の長期的なまちづくりとの調整を図りつつ、既存の水路等を活用する等により地域の実情に応じた最適な整備手法を検討されたい。

#### (4) 指定都市の雨水公共下水道（下水道法施行令第4条の2、第24条の3第1項第2号関係）

雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから指定都市が策定する雨水公共下水道の事業計画については、下水道法第2条第4号イに該当する流域下水道に接続する下水道法第2条第3号イに該当する公共下水道の事業計画と同様、都道府県に協議することとした。

また、公衆衛生の重大な被害又は公共用水域の水質への重大な影響を防止するため緊急の必要がある場合に都道府県が指示することとされる下水道に、指定都市が管理する雨水公共下水道を追加した。

## 2 持続的な下水道事業の確立のための措置について

### (1) 措置の趣旨及び背景

社会資本全体の老朽化の進行が見込まれる中で、インフラの維持又は修繕の適確な実施に係る社会的な要請が高まっていることに加え、一部の排水施設では腐食等に起因する道路陥没等が発生している状況を踏まえ、予防保全を中心とした持続的な下水道事業の確立が急務である。このため、今回、維持又は修繕に関する技術上の基準を創設するとともに、施設の構造など施設整備に関する事項を記載することとしてきた事業計画について、排水施設の点検の方法及び頻度を記載することとする等の措置を講ずることとした。

なお、維持又は修繕等に係る具体的な方策については、別途「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部）」を策定し、事業計画制度の運用については、別途「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成24年3月27日国水下水事第63号）」を改定することとしたので参照されるとともに、持続的な下水道事業の確立に向けては、事業の健全性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保のための取組についても合わせて検討いただきたい。

### (2) 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等の創設（下水道法

## 第7条の2、下水道法施行規則第4条の4関係)

今回の改正では、公共下水道管理者又は流域下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）が、公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）を良好な状態に保つよう維持、修繕すべきことを明確化するとともに、政令において、多種多様な施設を含む、公共下水道等の維持又は修繕に関し、公共下水道管理者等が共通して遵守すべき最低限の技術上の基準等を定めることとした。

### ① 技術上の基準等の内容

技術上の基準等としては、以下の事項を定めた。

イ 公共下水道等の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずることとした。

ロ 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこととした。

「点検」の具体的な対応としては、排水施設については、マンホールの内部に職員等が入り直接目視で確認すること、又は、地上から管口カメラ等によりマンホール内部を映像等により確認することによって、その他の施設についても、職員等が直接目視で確認すること、又は測定機器を用いて聴覚で確認すること等によって、損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握すること等を想定している。

ハ ロの点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあっては、5年に1回以上の適切な頻度で行うこととした。

当該排水施設は、下水道法施行規則第4条の4第1項において、(i)暗渠である構造の部分の有する排水施設のうち、(ii)下水の流路の勾配が著しく変化する箇所若しくは下水の流路の高低差が激しい箇所又は伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所及びこれらの箇所の周辺であって、(iii)コンクリートその他腐食しやすい材料でつくられているものを規定した。

ニ ロの点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。

「必要な措置」としては、具体的には、点検等により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握した際に、診断・評価を行い、その結果に基づいて対策（維持・修繕又は改築の方法等）を検討し、順次対策を実施すること等を想定している。

ホ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずることとした。

下水道は災害の発生時においても人々が使い続けなければならない施設であり、その損壊等による溢水や処理能力の低下等は、人々の健康、生命に直接的かつ多大な影響を及ぼすおそれがあるため、その機能を維持するための迅速かつ適確な応急措置が求められるものである。

「必要な応急措置」としては、可搬式排水ポンプや仮設消毒池の設置などの災害時における措置のほか、災害時における措置を迅速かつ適確に行えるよう下水道事業における業務継続計画の策定や所要の資機材等の調達、円滑な調達のための協定の締結などによる適切な事前準備を行われたい。

## ② 点検結果等の記録及び保存

下水道法施行規則第4条の4第1項の排水施設については、次回点検時における異状の適確な把握や効率的な維持又は修繕の実施に資するため、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果について、次に点検を行うまでの期間保存することとした。

なお、その他の公共下水道等についても、同様の観点から点検結果の記録及び保存に努められたい。

## (3) 事業計画制度の拡充

### ① 事業計画への記載事項の追加等（下水道法第5条第1項第1号、第6条第1号及び第2号、第25条の12第1項第1号、第25条の13第1号及び第2号、下水道法施行令第4条第1号及び第5号、第17条の6第1号及び第5号、下水道法施行規則様式第2、第3、第15関係）

事業計画の記載事項等について、以下の追加又は変更を行った。

#### イ 排水施設の点検の方法及び頻度の記載

公共下水道等の事業計画において、排水施設の点検の方法及び頻度を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式を改めるとともに、それらが下水道法第7条の2第2項の技術上の基準に適合していることを要件とした。これは、不適切な点検により、排水施設の腐食等が見過ごされれば、これらに起因する道路陥没等は人命への影響があるため、下水道法第7条の2第2項の技術上の基準の創設に加え、事業計画策定又は変更時に都道府県知事又は国土交通大臣による確認を行うことで、適切な点検の実効性を担保しようとするものである。

具体的には、公共下水道については、下水道法施行規則様式第2又は様式第3において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法施行規則第4条第2号の主要な管渠の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

また、流域下水道については、下水道法施行規則様式第15において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法第18条第2号の排水施設の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

ここでいう「点検箇所の数」としては、下水の貯留その他の原因により腐食するお

その大きい排水施設（公共下水道にあっては、主要な管渠（下水道法施行規則第3条に定める、下水排除面積が20ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあっては、10ヘクタール）以上の管渠。以下同じ。）に限る。）の箇所を点検するために職員等が入る又は管口カメラ等を挿入するためのマンホールの数を記載するとともに、下水道法施行規則第4条第2号又は第18条第2号の平面図には「点検箇所の数」に計上したマンホールの位置が明らかになるようにされたい。

ロ 土地利用の状況の考慮

公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められていることを要件とした。

「土地利用の状況」とは、商業地や住宅地といった土地の用途に加え、地下街、高齢者・障害者等の要配慮者関連施設、ターミナル駅周辺等の土地の高度利用の状況等を示すものである。「公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められている」とは、商業地や住宅地といった雨水の流出の程度を考慮し公共下水道等の整備を行うことに加え、雨水の流出の程度を考慮するだけでは、地下街浸水による人命被害や交通の機能断絶による重大な経済被害が生じうる場合等について、土地の高度利用の状況等も考慮し、その防止を図るため適切な範囲で公共下水道等の整備水準を上げることなどを想定している。

ハ 協議書類の変更

イ及びロを確認するため、事業計画の協議を申し出ようとするときは、土地利用の状況を記載した書類を添付しなければならないこととするとともに、毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源を記載した書類には、維持管理に要する費用についても含めることとした。

② 経過措置（改正法附則第3条関係）

改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画については、改正法の施行の日（平成27年11月19日）から起算して3年を経過する日（その日までに事業計画を変更するときは変更の日）までの間は、なお従前の例によることとした。

このため、改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画について、平成30年11月18日までに変更の必要があるときは、合わせて改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、変更の手続を行うこととされたい。また、事業計画を変更する予定がない場合にも、平成30年11月18日までの間に、改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、改正法に基づく手続により、事業計画を変更されたい。

国 水 下 事 第 8 0 号  
平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

各 地 方 整 備 局 長  
北 海 道 開 発 局 長 経 由  
沖 縄 総 合 事 務 局 長

都 道 府 県 知 事 殿  
政 令 指 定 市 長 殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 長

### 下 水 道 法 に 基 づ く 事 業 計 画 の 運 用 に つ い て

平成 27 年 5 月 20 日に公布された下水道法（以下「法」という。）の改正に伴い、法第 4 条又は第 25 条の 11 に基づく事業計画の運用について下記のとおり定めるので遺漏のないように取り計らわれたい。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 事業計画の策定に当たって留意すべき事項

##### (1) 水処理施設関係

##### ① 計画放流水質と処理方法

水処理施設の構造は、下水道法施行令（以下「令」という。）第 5 条の 5 第 1 項第 2 号に基づき同号の表の上欄に掲げる計画放流水質の区分に応じてそれぞれ同号の表の下欄に掲げる方法又は当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法により下水を処理する構造とする必要がある。

この際、同号の表の下欄に掲げる方法以外の方法については、該当する区分を次のとおりとする。

イ 【別添 1】の整理に基づく【別表 1】に記載する方法については、記載方法ごとに記載する区分に該当するものとする。

また、今後別途通知する方法により評価を得た方法については、順次、【別表 1】に追加するものとする。



ロ 【別表 1】に掲載した方法以外の方法については、【別添 2】のとおりとする。なお、令第 5 条の 5 第 1 項第 2 号の表に掲げる方法及び【別表 1】に掲げる方法を別の区分の方法として採用する場合も同様の扱いとする。

これらを踏まえて、事業計画に計画放流水質に応じて適切な処理方法が定められている必要がある。

## ② その他

水処理施設の構造は、令第 5 条の 5 第 1 項第 1 号に基づき、水素イオン濃度、大腸菌群数、浮遊物質量の各項目についてそれぞれ令第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる放流水質基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とする必要がある。このため、必要な処理施設が選定されていること及び放流水の水質が当該基準に適合していることがわかるよう事業計画に記載することとする。

## (2) 合流式下水道の改善

### ① 構造基準と事業計画

(ア) 令第 5 条の 4 第 1 号に基づき、雨水吐については適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていることが必要であるが、汚濁負荷量の削減目標は、合流式下水道の改善に係る全体計画における年間総流出 BOD 負荷量が当該合流式下水道を分流式に置き換えた時と同程度以下になるよう留意されたい。

(イ) 令第 5 条の 4 第 2 号に基づき、雨水吐についてきょう雑物の流出を最小限度のものとするためにスクリーンの設置等の措置を講じる必要があるため、措置内容について事業計画に記載することとする。

## 2. 事業計画段階で確認が必要な事項

### (1) 令第 5 条の 4 関係

#### ① 第 1 号関係

雨水吐に適切な高さの堰を設置するなどの措置が講ぜられているかどうかについて確認する。

なお、当該措置は、合流式下水道から排出される汚濁負荷量を削減することを目的とするものであるが、汚濁負荷量の削減は堰の構造のほか遮集管渠や処理場の構造等合流式下水道の構造全体で対策を図るものであるため、合流式下水道全体から排出される汚濁負荷量の総量及び放流水の総量を持って確認することとする。また、この際、合流式下水道の改善の趣旨を踏まえ、合流式下水道から排出される全体計画の年間総流出 BOD 負荷量が当該合流式下水道を分流式下水道に置き換えた場合と同程度以下になっていること

を確認する。

② 第2号関係

雨水吐にスクリーンを設置するなどの措置が講ぜられているかどうかを確認する。

(2) 令第5条の5第1項第1号関係

① 水素イオン濃度 (pH)

特定事業場等から大量の酸、アルカリ廃水等を受け入れる場合については、必要に応じて pH5.8~8.6 を満足するのに必要な pH 調整施設等が事業計画に位置付けられていることを確認する。

② 大腸菌群数

処理水に含まれる大腸菌群数が 1 cm<sup>3</sup> 中 3,000 個以下を満足するために必要な能力を有する消毒施設等が事業計画に位置付けられていることを確認する。

③ 浮遊物質量

令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法を採用する場合については、以下の考え方により、浮遊物質量が 40mg/l 以下を満足する構造となっているかを確認する。

・処理工程全体での除去率から、放流水の水質の技術上の基準を満たすかどうかを確認する。

※AとBの2つの処理工程で浮遊物質が除去される場合の処理工程全体での除去率

$$(\text{処理工程全体での除去率}) = (\text{除去率A}) \times (\text{除去率B})$$

除去率A (B) : 処理工程A (B) での除去率

(3) 令第5条の5第2項関係

下水道法施行規則 (以下「規則」という。) 第4条の2各号の規定及び「下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成16年3月29日付け国都下企第74号) に基づき、計画放流水質が科学的な方法を用いて算出されていることを確認する。

また、計画放流水質に対応した処理方法が選定されていることを確認する。

3. 公共下水道の事業計画について

(1) 環境大臣への意見聴取又は通知のために必要な書類

法第4条第2項 (同条第6項において準用する場合を含む。) 及び令第4条の2に基づき国土交通大臣が事業計画の協議を受けた場合又は法第4条第4項 (同条第6項において準用する場合を含む。) に基づき国土交通大臣

が事業計画の届出を受けた場合には、令第5条に定める場合を除き、国土交通大臣は、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴き、又は当該届出の内容を環境大臣に通知することになっているので、公共下水道の管理者は、事業計画の協議又は届出を行うに当たっては事業計画及び下水道計画一般図の写しを一部添付すること。

## (2) 事業計画の作成

### ① 予定処理区域調書

雨水公共下水道については、規則第4条柱書きの別記様式第2第1表の予定処理区域調書において、「摘要」の欄に「雨水公共下水道」と記載することとする。

### ② 管渠調書

規則第4条柱書きの別記様式第2第3表及び別記様式第3第3表の管渠調書は、次のとおりとする。

イ 同一の断面形状を有する管渠については、「主要な管渠の内り寸法」の欄に、処理区又は処理分区（以下「処理区等」という。）ごとに、当該処理区等における主要な管渠の最大内り寸法と最小内り寸法を記載し、同表「延長」の欄に、当該処理区等における主要な管渠の総延長を記載することも可能とする。なお、最大内り寸法及び最小内り寸法は同一の断面形状の管渠において最大の断面積及び最小の断面積を有するものの寸法とする。

ロ 「点検箇所の数」の欄は、主要な管渠における令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの数を記載することとする。

### ③ 下水道計画一般図

規則第4条第1号の下水道計画一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

イ 市区町村名及びその境界線

ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区、処理分区又は排水区域の境界線及び名称

ハ 雨水の流入する区域の境界線

ニ 主要な管渠のうち骨格となる管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称

ホ 処理施設（流域関連公共下水道にあつては流域下水道との接続点）及びポンプ施設の位置及び名称

ヘ 流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置並びに名称

- ト 市街化区域(市街化区域を定めていない場合にあつては既成市街地及び市街化が予想される区域とする。)の境界線
- チ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- リ 当該水域の利水の状況(利水地点等)
- ヌ 既に設置された公共下水道により下水の排除が可能である区域の境界線
- ル 方位、縮尺及び凡例

④ 主要な管渠の平面図

規則第4条第2号の主要な管渠の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5千分の1以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 雨水の流入する区域の境界線
- ハ 予定処理区域の境界線並びに処理区、処理分区又は排水区の境界線及び名称
- ニ 等高線
- ホ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、縦断面図との対照番号及び区間距離並びに下水の流れの方向
- ヘ 令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホール の位置
- ト 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- チ 主要な管渠の排水区画割
- リ 吐口の位置及び名称並びに下水の放流先の名称
- ヌ 処理施設及びポンプ施設の敷地境界線及び名称
- ル 予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ヲ 流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する管渠の位置、形状、内のり寸法及び区間距離、下水の流れの方向
- ワ 既設の管渠の位置及び既設の管渠により下水の排除が可能である区域の境界線
- カ 方位、縮尺及び凡例

⑤ 主要な管渠の縦断面図

規則第4条第2号の主要な管渠の縦断面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横5千分の1以上の縦断面図とする。

- イ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、平面図との対照番号、

区間距離、追加距離、管渠底高及び土かぶり

- ロ 地盤面の位置及び地盤高
- ハ マンホールの位置
- ニ 流入管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠底高及び番号
- ホ 下水の放流先の名称、高水位、低水位及び平水位
- へ 河川、地下鉄、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
- ト 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置、形状並びに名称
- チ 縮尺、凡例及び基準地盤高と東京湾中等潮位の関係

⑥ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図

(i) 平面図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺2千分の1以上の平面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
- ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称
- ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
- ニ 方位、縮尺及び凡例

(ii) 水位関係図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横2千分の1以上の断面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
- ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
- ハ ポンプ室の床高
- ニ 地盤面の位置及び地盤高
- ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
- へ 縮尺及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係

(iii) 構造図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺5百分の1以上の平面図、断面図、その他の図面とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称
- ロ 縮尺

⑦ 下水の放流先の状況を明らかにする図面

規則第4条第4号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表すこととする。

⑧ その他の書類及び図面

規則第4条第5号のその他の書類及び図面には施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示す次の書類を含むものとする。

イ 施設の設置に関する方針（様式1）

「施設の設置に関する方針」には、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の整備水準の現状及び中長期目標、事業の重点化・効率化の方針、中期目標を達成するための主要な事業を、主要な施策ごとに記載する。

主要な施策については、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連する施策を記載することとし、「汚水処理」「浸水対策」「高度処理」「合流式下水道の改善」「汚泥の再生利用」等に分けて記載する。

整備水準については、現在の水準、概ね10年後の目標（中期目標）、最終的な目標（長期目標）に分けて記載する。

事業の重点化・効率化の方針としては、事業実施の優先順位の考え方や人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、ハード・ソフトによる総合的な取組等を記載する。

ロ 施設の機能の維持に関する方針（様式2）

「施設の機能の維持に関する方針」として、主要な施設の劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、当該点検・調査の診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通しを記載する。

⑨ 令第4条各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。

(i) 令第4条第1号の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況については、

イ 予定処理区域及びその決定の理由

ロ 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由

ハ 管渠及びポンプ場の能力の決定の理由（地下街等都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、排除すべき雨水の量を特別に見込む区域に限る。）

(ii) 令第4条第2号の計画下水量及びその算出の根拠については、

イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

ロ 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠

- ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠
  - ニ 降雨量（降雨強度公式を含む。）及びその決定の理由（主要な浸水被害の状況を含む。）
  - ホ 流出係数及びその決定の理由（計画に貯留・浸透施設による下水管渠への流入抑制を見込んでいる場合はその根拠を含む。）
  - ヘ 主要な管渠の流量計算及びポンプ場の容量計算
- (iii) 令第4条第3号の公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、
- イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠
  - ロ 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠
  - ハ 除害施設設置基準及びその決定の理由
  - ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
  - ホ 計画放流水質及びその算定根拠
  - ヘ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
  - ト 処理施設の容量計算
  - チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出BOD負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出BOD負荷量並びにその算定根拠
  - リ BOD、T-N、T-Pに係る処理方法で令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添2】で定める評価方法に基づき評価した結果
- (iv) 令第4条第4号の下水の放流先の状況については、
- イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
  - ロ 下水の放流先の現状水質及び測定時の流量並びに水質環境基準が定められている場合には当該水質環境基準の類型
  - ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
  - ニ 下水処理による水質の向上の見通し
- ただし、イ、ロ、ニについては、流域別下水道整備総合計画が定められている場合には不要である。
- (v) 令第4条第5号の毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源については、下水道事業に関する財政計画書とする。（様式3）

### (3) 事業計画の変更

- ① 事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することをもって足り、その変更に関係のない部分については、改めて記載することを要しない。
- ② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。

### (4) 都道府県知事の行う事業計画の協議

法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）に基づき都道府県知事が事業計画の協議を受けた場合において、国土交通省において全国的な見地から統一的に情報を把握する必要がある事項（例えば合流式下水道の改善、計画放流水質の策定、事業計画の策定・変更の時期、概要等）について、定期的に報告いただくようお願いする。

## 4. 流域下水道の事業計画について

### (1) 環境大臣への意見聴取又は通知のために必要な書類

法第25条の11第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣が事業計画の協議を受けた場合又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣が事業計画の届出を受けた場合には、令第17条の8に定める場合を除き、国土交通大臣は、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴き、又は当該届出の内容を環境大臣に通知することになっているので、流域下水道管理者は、事業計画の協議又は届出を行うに当たっては、事業計画書及び下水道計画一般図の写しを一部添付すること。

### (2) 事業計画の作成

#### ① 管渠調書

規則第18条柱書きの別記様式第15第3表の管渠調書において、「点検箇所の数」の欄は、令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの数を記載することとする。

#### ② 下水道計画一般図

規則第18条第1号の下水道計画の一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1以上の地形図とし、できる限り一面とすること。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線及び名称
- ハ 管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ニ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ホ 流域関連公共下水道との接続箇所の位置
- ヘ 市街化区域（市街化区域を定めていない場合にあっては既成市街地及



- び市街化が予想される区域とする。以下同じ。)の境界線
- ト 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
  - チ 当該水域の利水の状況（利水地点等）
  - リ 方位、縮尺及び凡例

③ 排水施設の平面図

規則第 18 条第 2 号の排水施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺 1 万分の 1 以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線
- ハ 流域関連公共下水道との接続箇所的位置並びに当該流域関連公共下水道の処理分区の境界線及び名称
- ニ 等高線
- ホ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、縦断面図との対照番号及び区間距離並びに下水の流れの方向
- ヘ 令第 5 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく点検を行うためのマンホールの位置
- ト 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- チ 吐口の位置及び名称並びに下水の放流先の名称
- リ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ヌ 流域関連公共下水道の予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ル 市街化区域の境界線
- ヲ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- ワ 流域下水道の既設の排水施設の位置及び既設の流域関連公共下水道の排水施設により下水の排除が可能である区域の境界線
- カ 方位、縮尺及び凡例

④ 排水施設の縦断面図

規則第 18 条第 2 号の排水施設の縦断面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺縦 2 百万分の 1 以上、横 1 万分の 1 以上の縦断面図とする。

- イ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、平面図との対照番号、区間距離、追加距離、管渠底高及び土かぶり
- ロ 地盤面の位置及び地盤高

- ハ マンホールの位置
  - ニ 流入管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠底高及び番号
  - ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
  - へ 河川、地下鉄、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
  - ト 縮尺、凡例及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係
- ⑤ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
- (i) 平面図
    - 規則第 18 条第 3 号の処理施設及びポンプ施設の平面図は、少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺 2 千分の 1 以上の平面図とする。
    - イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
    - ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称
    - ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
    - ニ 方位、縮尺及び凡例
  - (ii) 水位関係図
    - 規則第 18 条第 3 号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦 2 百分の 1 以上、横 2 千分の 1 以上の断面図とする。
    - イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
    - ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
    - ハ ポンプ室の床高
    - ニ 地盤面の位置及び地盤高
    - ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
    - へ 縮尺、基準地盤面と東京湾中等潮位との関係
  - (iii) 構造図
    - 規則第 18 条第 3 号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺 5 百分の 1 以上の平面図、断面図その他の図面とする。
    - イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称
    - ロ 縮尺
- ⑥ 下水の放流先の状況を明らかにする図面
- 規則第 18 条第 4 号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表すこととする。

⑦ その他の書類及び図面

規則第 18 条第 5 号のその他の書類及び図面には施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示す次の書類を含むものとする。

イ 施設の設置に関する方針（様式 1）

「施設の設置に関する方針」には、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の整備水準の現状及び中長期目標、事業の重点化・効率化の方針、中期目標を達成するための主要な事業を、主要な施策ごとに記載する。

主要な施策については、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連する施策を記載することとし、「汚水処理」「浸水対策」「高度処理」「合流式下水道の改善」「汚泥の再生利用」等に分けて記載する。

整備水準については、現在の水準、概ね 10 年後の目標（中期目標）、最終的な目標（長期目標）に分けて記載する。

事業の重点化・効率化の方針としては、事業実施の優先順位の考え方や人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、ハード・ソフトによる総合的な取組等を記載する。

ロ 施設の機能の維持に関する方針（様式 2）

「施設の機能の維持に関する方針」として、主要な施設の劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、当該点検・調査の診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通しを記載する。

⑧ 令第 17 条の 6 各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。

(i) 令第 17 条の 6 第 1 号の流域関連公共下水道の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況については、

イ 流域関連公共下水道の予定処理区域及びその決定の理由

ロ 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由

(ii) 令第 17 条の 6 第 2 号の計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠については、

イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

ロ 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠

ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠

ニ 管渠及びポンプ場の流量計算及び容量計算

(iii) 令第 17 条の 6 第 3 号の流域下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、

- イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠
- ロ 工場排水の取扱方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠
- ハ 流域関連公共下水道に係る除害施設の設置基準及びその決定の理由
- ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
- ホ 計画放流水質及びその算定根拠
- へ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
- ト 処理施設の容量計算
- チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出 BOD 負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出 BOD 負荷量並びにその算定根拠
- リ BOD、T-N、T-P に係る処理方法として令第 5 条の 5 第 1 項第 2 号の表に掲げる方法及び別表 1 に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添 2】で定める評価方法に基づき評価した結果

(iv) 令第 17 条の 6 第 4 号の下水の放流先の状況については、

- イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
- ロ 下水の放流先の現状水質及び測定時の水質環境基準が定められている場合には当該水質環境基準の類型
- ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
- ニ 下水処理による水質の向上の見通し

ただし、イ、ロ、ニについては、当該下水道事業に係る流域別下水道整備総合計画が定められている場合は不要である。

(v) 令第 17 条の 6 第 5 号の毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源については、流域下水道事業に関する財政計画書とする。（様式 3）

(vi) 令第 17 条の 6 第 6 号の関係市町村の意見の概要については当該計画に関する意見書とする。

### (3) 事業計画の変更

- ① 事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することをもちえて足り、その変更に関係のない部分については、改めて記載することを要しない。
- ② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。

附 則

(施行期日)

- 1 本運用は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。
- 2 「下水道法に基づく事業計画の運用について」(平成 24 年 3 月 27 日付け国  
水下水事第 63 号) は、廃止する。

**【別添 1】 処理方法と計画放流水質の区分について**

1. 令第5条の5第1項第2号の表の各区分に掲げる方法と同程度に下水を処理することができる方法は、区分ごとに以下のとおりとする。

①BOD(mg/l)：10 を超え 15 以下

- ・オキシデーションディッチ法
- ・長時間エアレーション法
- ・回分式活性汚泥法
- ・酸素活性汚泥法
- ・好気性ろ床法
- ・接触酸化法

②BOD(mg/l)：10 を超え 15 以下、T-N(mg/l)： 20 以下

- ・硝化内生脱窒法
- ・ステップ流入式多段硝化脱窒法
- ・高度処理オキシデーションディッチ法

2. 上記整理を踏まえ、処理方法と適合する計画放流水質区分の関係は、別表 1 のとおりである。

## 【別添 2】

令第5条の5第1項第2号の表の各区分に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法については、以下の評価方法に基づき区分を決定するものとする。

### 1. 既存施設に関する評価方法

- ・既存施設を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分とする場合は、別表2「評価1」のとおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。
- ・既存施設を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分以外の区分とする場合は、別表2「評価2」のとおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。

### 2. 新設施設（既存施設を処理方法の変更を行わず増設する場合を除く。以下同じ。）に関する評価方法

- ・新設施設において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分とする場合は、別表2「評価3」のとおりとする。
- ・新設処理場において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分以外の区分とする場合は、別表2「評価4」のとおりとする。
- ・新設施設において、実績のない方法を採用する場合は、別表2「評価5」のとおりとする。

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準			事業の 重点化・効率化 の方針	中期目標を 達成するための 主要な事業	備考
	指標等	現在 (平成○年度末)	中期目標 (平成○年度末)			
汚水処理						
浸水対策						
高度処理						
合流式 下水道の 改善						
汚泥の 再生利用						
その他						



(様式2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

iii) 改築事業の概要 (平成〇〇年度～平成〇〇年度)

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件

(様式3) 財政計画書

(単位:千円)

年次	イ 経費の部								
	建設改良費					起債元利償還費	維持管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	計	うち用地費				
〇〇年度									
合計									

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

(単位:千円)

年次	ロ 財源の部										
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費				合計
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	計	下水道使用料※	他会計繰入金	その他	計	
〇〇年度											
合計											
下水道使用料※関連事項	接続率: 〇%(〇年度:初年度) → 〇%(〇年度:最終年度)										
	講じる対策:										
	有収率: 〇%(〇年度:初年度) → 〇%(〇年度:最終年度)										
講じる対策:											
その他の講じる対策											

記載要領

1. 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。
2. 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所等による人口・世帯数の見通し、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定すること。
4. 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(平成26年6月、国土交通省・(公社)日本下水道協会)」等も必要に応じ参照すること。
5. 「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。

【別表 1】

処理方法	計画放流水質 (単位 mg/L)	生物化学的 酸素要求量		一〇以下				一〇を超え 一五以下				一〇を超え 一五以下			
		窒素含有量		一〇以下		一〇を超え 二十以下		一〇を超え 二十以下		二〇以下		一〇を超え 一五以下		一〇を超え 一五以下	
		燐含有量		〇・五以下	一を超え三以下	一以下	一を超え三以下	一以下	一を超え三以下	三以下	三以下	三以下	三以下	三以下	三以下
標準活性汚泥法等 <sup>注1)</sup>														◎	
急速濾過法を併用									◎					◎	
凝集剤を添加													◎	◎	
凝集剤を添加，急速濾過法を併用							◎	◎	◎				◎	◎	
循環式硝化脱窒素法等 <sup>注2)</sup>													◎	◎	
有機物を添加													◎	◎	
急速濾過法を併用							◎			◎			◎	◎	
凝集剤を添加												◎	◎	◎	
有機物を添加，急速濾過法を併用					◎				◎				◎	◎	
有機物を添加，凝集剤を添加												◎	◎	◎	
凝集剤を添加，急速濾過法を併用						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
有機物及び凝集剤を添加，急速濾過法を併用			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
嫌気好気活性汚泥法														◎	
急速濾過法を併用										◎	◎			◎	
凝集剤を添加														◎	
凝集剤を添加，急速濾過法を併用									◎	◎	◎			◎	
嫌気無酸素好気法													◎	◎	
有機物を添加													◎	◎	
急速濾過法を併用							◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	
凝集剤を添加													◎	◎	
有機物を添加，急速濾過法を併用					◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
有機物を添加，凝集剤を添加													◎	◎	
凝集剤を添加，急速濾過法を併用						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
有機物及び凝集剤を添加，急速濾過法を併用			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
循環式硝化脱窒素型膜分離活性汚泥法						◎							◎	◎	
凝集剤を添加			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

注1) 標準活性汚泥法等とは，以下の7つの方法を指す。標準活性汚泥法，オキシデーショondiッチ法，長時間エアレーション法，回分式活性汚泥法，酸素活性汚泥法，好気性ろ床法，接触酸化法  
 注2) 循環式硝化脱窒素法等とは，以下の4つの方法を指す。循環式硝化脱窒法，硝化内生脱窒法，ステップ流入式多段硝化脱窒法，高度処理オキシデーショondiッチ法  
 ◎ 令第5条の5第1項第2号に示された処理方法

【別表2】

項目	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5
実証実験実施期間	連続する1年間以上 実施設	連続する1年間以上 実施設	連続する1年間以上 実施設またはパイロットプラント	連続する1年間以上 実施設またはパイロットプラント	連続する1年間以上 パイロットプラント
実証実験実施場所	不問 ※設計値の1/2未満の場合は、1/2以上に達した時点で再評価を実施	設計値の1/2以上	設計値の1/2以上	設計値	
流入水量					
パイロットプラント					
水質条件等	当該箇所の水質	当該箇所の水質	設計値 適用しようとする箇所との流入水質、負荷変動等の類似性を確保	設計値 適用しようとする箇所との流入水質、負荷変動等の類似性を確保	設計値 一般的な流入水質、負荷変動等の類似性を確保
測定頻度	日間平均：月2回以上	日間平均：月2回以上	日間平均：月2回以上	日間平均：月2回以上	日間平均：月2回以上
測定項目	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P 外部評価委員会が要求する項目
測定頻度	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上
測定項目	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P 外部評価委員会が要求する項目
外部評価	不要	不要	不要	不要	必要
評価方法	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと、かつ、外部評価委員会の評価を受けること

事 務 連 絡  
平成27年11月19日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 企画専門官  
下水道企画課 下水道管理指導室 課長補佐  
流域管理官付 課長補佐

### 下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について

「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成27年11月19日付け国水  
下事第80号）」(以下「運用通知」という。)に関する留意事項を下記のとおり示  
しますので事務執行上の参考とされますようお願いいたします。都道府県におかれ  
ましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よ  
ろしくお願いいたします。

#### 1. 運用通知3.(2)④へ及び4.(2)③へ関係

令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの位置に  
ついては、当該マンホールが局所的に密集して存在する場合には、図  
面において当該区域を明示した上で当該区域内に存在する当該マンホールの  
数を記載してもよい。

#### 2. 運用通知3.(2)⑧及び4.(2)⑦関係

施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示すこれらの書類に  
ついては、事業のより一層の効率化、事業効果の見える化、事業の持続的な  
運営等を目的として作成するものであることから、下水道管理者単位で作成  
することが望ましい。また、当該内容をマスタープランや経営計画への記載  
等を通じて公表することにより、下水道事業への理解促進を図られたい。

##### ①施設の設置に関する方針（様式1）

###### (1)全般

○事業の実施状況に応じ可能な範囲で記載するとともに、事業計画の変更  
等の機会を通じて段階的に内容の充実を図られたい。

- 下水道に関するマスタープラン、経営計画等を独自に定めている場合は、適宜これらの内容を反映されたい。
- 施設の設置に関する方針（様式1）の記載にあたっては、以下を踏まえて記載されたい。また、記載例を【別添1】に示すので、適宜参考にされたい。

#### 【汚水処理】

- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日付け25農振第1853号、25水港第2573号、国水下事第50号、環境対発第1401301号）」に基づき、都道府県構想の見直し及びアクションプランの策定を進めるとともに、汚水処理10年概成に向けた整備方針等を記載されたい。
- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」第6章6-1に基づき、
  - a) 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10年以内に下水道整備による概成が見込まれない地域について、地域住民の意向等を踏まえ、早期整備が可能な手法を導入する等の弾力的な対応
  - b) 集落排水施設等との統廃合など、他の汚水処理施設との連携方針について記載されたい。
- ・「下水道と漁業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について（平成10年12月8日付け都下公発第28号、10-3315）」及び「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について（平成12年12月1日付け都下公発第46号12-2）」において、「段階的建設計画」（全体計画）とあるのは、「施設の設置に関する方針」と改めるものとする。また、将来的な接続の見通しについて、備考欄に記載されたい。

#### 【浸水対策】

- ・整備水準の目標については、都市機能集積地区等の重点地区を設けている場合は当該地区とその他の地区に分けて記載されたい。また、下水道による浸水対策を行うべき市街地について、地区ごとの特性を踏まえた現在・中期・長期での段階的な整備目標及び実施予定のソフト対策の内容を示した図等を添付されたい（例を【参考】に示すので、適宜参考にされたい）。
- ・事業の重点化・効率化の方針については、ハードとソフトを組み合わせた浸水被害の最小化、選択と集中、受け手主体の目標設定（床上浸水の解消等）、既存ストックの活用、まちづくりとの連携、地下街等への下水道水位情報の提供等を考慮して記載されたい。
- ・下水道法第25条の2に基づく「浸水被害対策区域」については、下水道施設と民間の雨水貯留浸透施設の整備が一体となって浸水被害の軽

減を図る目標を記載するとともに、浸水被害対策区域に指定した地区等を備考欄に記載されたい。

#### 【高度処理】

- ・整備水準の目標については、高度処理の目標である計画放流水質や高度処理実施率等を記載されたい。
- ・流域別下水道整備総合計画を定めている場合は、事業の重点化・効率化の方針について、水質環境基準以外の多様な目標（季節別処理水質を含む。）、中期整備事項（高度処理導入方針、流入水量最大時における対応）との整合を図りつつ記載されたい。

#### 【汚泥の再生利用】

- ・発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めるとともに、バイオマス利用がなされない下水汚泥については脱水、焼却等によりその減量化に努めることに留意して記載されたい。
- ・流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に資源・エネルギーの利活用に関する方針を定めている場合は、これとの整合を図りつつ記載されたい。

#### 【その他】

- ・流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に処理水の利活用に関する方針を定めている場合は、これとの整合を図りつつ処理水の利活用に関する目標等を記載されたい。

#### (2) 中期目標

- 施策毎に異なる目標年次を記載してもよい。

#### ②施設の機能の維持に関する方針（様式2）

##### (1) 全般

- 事業の実施状況に応じ可能な範囲で記載するとともに、事業計画の変更等の機会を通じて段階的に内容の充実を図られたい。
- 点検・調査、改築等に関する計画、方針等を独自に定めている場合は、適宜これらの内容を反映されたい。
- 記載例を【別添2】に示すので、適宜参考にされたい。

##### (2) 主要な施設

- 運用通知3.(2)⑧ロ及び4.(2)⑦ロにおける主要な施設については、少なくとも次の施設を含むものとする。
  - ・管渠施設については管渠（下水道法施行規則第3条第1項に定める主要な管渠以外の管渠も含む。）
  - ・汚水・雨水ポンプ施設についてはポンプ本体
  - ・水処理施設については送風機本体又は機械式エアレーション装置
  - ・汚泥処理施設については汚泥脱水機

(3)劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

○当該点検・調査に基づいた診断の結果を修繕・改築等の実施方針の検討に活用することを前提とした点検・調査について、その頻度等を記載する。

○具体的には、管渠内部の点検・調査や処理場設備の分解・調査等が該当する。

(4)改築事業の概要

○概ね10年の間に実施する予定の改築事業（改築にあわせ、施設の能力を増強し、浸水安全度の向上や高度処理化を図る事業等を含む。）を踏まえつつ、概ね5年程度で実施する予定の事業について記載する。

(5)施設の長期的な改築の需要見通し

○施設の改築周期等一定の試算条件の下で、平準化を考慮しつつ、概ね30年～50年後の改築の需要を試算する。

3. 運用通知3.(2)⑨(v)並びに4.(2)⑧(v)関係

財政計画書(様式3)の作成にあたっては、事業計画に記載された事項の実効性を財政面で担保する観点から健全な経営が確保されるよう、経費及び財源の各項目について、適切な算定を行われたい。

4. 経営の健全化、執行体制の確保に向けた取組の推進

財政計画書及び施設の長期的な改築の需要見通しを踏まえ、中長期的に事業の持続性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保に向けた取組を図られたい。

【経営の健全化に向けた取組の例】

- ・各種支援制度の整備、戸別訪問等による下水道への接続促進
- ・量水器の設置促進など有収率向上対策の推進
- ・経営状況を踏まえた下水道使用料の見直し検討
- ・督促強化等による下水道使用料の徴収対策の推進 など

【執行体制の確保に向けた取組の例】

- ・維持管理等の広域化・共同化のための方策の協議の場としての(都道府県等を核とした)協議会の設置
- ・複数年に亘る包括的な業務発注などPPP/PFIの導入
- ・複数市町村による維持管理業務等の共同発注、計画の共同策定
- ・日本下水道事業団、都道府県公社等の公的機関による支援
- ・組織形態等の見直し
- ・研修等を通じた人材の確保・育成、技術力の継承 など



5. 運用通知 3. (2) ⑨ (iii) ト並びに 4. (2) ⑧ (iii) ト関係

処理施設の容量計算について、既存施設において評価 2 を行う場合は、1 年間以上の期間、計画放流水質を満足することを実施設で測定・評価することにより、当該計画放流水質に適合するよう下水を処理する性能を有する構造であることを確認しているものであるため、評価 2 を行った水処理施設の容量計算としては、当該施設における測定・評価の結果を添付すればよいものとする。

【別添 1】

(様式 1) 施設の設置に関する方針 (記載例)

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の 重点化・効率化 の方針	中期目標を 達成するための 主要な事業	備考
	指標等	現在 (平成〇年度末)	中期目標 (平成〇年度末)	長期目標			
汚水処理	下水道 処理人口 普及率	60%	85%	85%	<p>(例 1) 平成〇〇年度に見直した都道府県構想に基づく汚水処理の 10 年概成を目標とし、人口密度が高い地域から優先的に整備を実施する。</p> <p>(例 2) 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10 年以内に下水道整備が概成しない地域については、地域住民の意向等を踏まえ、浄化槽を整備する。</p> <p>(例 3) 集落排水施設等の統廃合により管理の効率化を図る。</p>	〇〇地区管渠整備事業	

※平成〇〇年度を目処に、〇〇地区ほか 3 地区の農業集落排水施設 (処理人口〇〇人、処理面積〇〇ha) を下水道に編入予定。

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の 重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための 主要な事業	備考	
	指標等		現在 (平成○年度末)	中期目標 (平成○年度末)				長期目標
浸水対策	都市 浸水 対策 達成率	整備 目標 60mm/h (重点 地区)	25% (100ha)	50% (200ha)	100% (400ha)	(例1) 都市機能集積地区等の重点地区については、下水道の整備に加え、内水ハザードマップの策定や止水板の設置、地下街等への下水道水位情報の提供等のソフト対策により、既往最大降雨(80mm/h)に対する浸水被害の最小化を目指す。 (例2) 浸水被害想定に基づき、浸水被害リスクの高い箇所から優先的に整備する。 (例3) 既設水路等のストックを活用し、効率的な整備を図る。	〇〇地区雨水貯留施設整備事業	※〇〇地区については、下水道法第25条の2に基づく「浸水被害対策区域」に指定し、民間による雨水貯留浸透施設を導入。
		整備 目標 50mm/h (一般 地区)	10% (100ha)	20% (200ha)	100% (1,000ha)		〇〇幹線整備事業	
		整備 目標 30mm/h	0% (0ha)	10% (200ha)	100% (2,000ha)		〇〇幹線整備事業	

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の 重点化・効率化 の方針	中期目標を 達成するための 主要な事業	備考
	指標等	現在 (平成○年度末)	中期目標 (平成○年度末)	長期目標			
高度処理	高度処理 の目標と する計画 放流水質 (○○処理場)	BOD 15mg/l TN 20mg/l TP 3mg/l	BOD 12mg/l TN 15mg/l TP 2mg/l	BOD 10mg/l TN 10mg/l TP 1mg/l	(例1) ○○流域別下水道整備総合計画に基づき窒素・リン除去の高度処理を老朽化施設の改築に合わせ導入する。 (例2) ○○流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に基づき段階的 高度処理を導入し、冬期は放流先の水産資源に配慮して窒素の季節別運転管理を行う。 (例3) 将来的な人口減少を見据えた施設能力を最終目標とし、当面の人口増による流入水量の増大については、過負荷運転によって対応する。	○○処理場反応タンク設備改築事業 ○○処理場反応タンク攪拌機設置工事 ○○処理場凝集剤添加設備設置工事	※左記中期目標に係る季節別の運転管理 目標水質 冬期: TN 15mg/l その他: TN 10mg/l
	高度処理 実施率	25%	75%	100%			

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の 重点化・効率化 の方針	中期目標を 達成するための 主要な事業	備考
	指標等	現在 (平成○年度末)	中期目標 (平成○年度末)	長期目標			
合流式 下水道の 改善	合流式 下水道 改善率	25%	100%	100%	平成 35 年度迄 に全ての対策を 完了する。	〇〇雨水調整 池整備事業	
汚泥の 再生利用	燃料又は 肥料とし て有効利 用された 割合	25%	50%	100%	(例 1) 発生汚泥のエネ ルギー利用・肥 料利用に極力務 めるとともに、 焼却残渣等につ いてはマテリア ルリサイクルに 努める。 (例 2) 浄化槽汚泥、食 品廃棄物等の他 のバイオマスの 受入や他の市町 村の下水汚泥と の集約処理によ り、汚泥処理の 効率化を図る。	〇〇バイオガ ス発電施設整 備事業 〇〇処理場コ ンポスト施設 整備事業 〇〇他バイオ マス受入施設 整備事業	
その他 処理水の 有効利用	処理水 再利用量	0 m <sup>3</sup> /日	3,000 m <sup>3</sup> /日	3,000 m <sup>3</sup> /日		〇〇処理場ポ ンプ施設整備 事業	※〇〇地 区のトイ レ用水等 に活用。
雨水の 有効利用	雨水 利用量	0 m <sup>3</sup> /日	1,000 m <sup>3</sup> /日	1,000 m <sup>3</sup> /日		〇〇地区送水 管整備事業	

【別添 2】

(様式 2) 施設の機能の維持に関する方針 (記載例)

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	<p>(例 1) 施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を実施。点検の結果、異状の可能性のある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施。</p> <p>(例 2) 施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を、概ね〇年～〇年に一度テレビカメラ等による調査を実施。</p>
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	<p>(例 1) 設置後概ね〇年で調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年 (目標耐用年数) を目処に改築を検討。</p>
水処理施設 (送風機本体)	<p>(例 1) 分解・調査を概ね〇年に一度実施。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年 (目標耐用年数) を目処に改築を検討。</p>
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	<p>(例 1) 異状が確認された場合、又は概ね〇年に一度分解・調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年 (目標耐用年数) を目処に改築を検討。</p>

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度がⅠのものを修繕・改築の対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	(例1) 健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 (例2) 概ね〇〇年(目標耐用年数)を目処に改築を検討。
水処理施設 (送風機本体)	(例1) 健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 (例2) 概ね〇〇年(目標耐用年数)で改築を検討。
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	(例1) 健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 (例2) 概ね〇〇年(目標耐用年数)で改築を検討。

iii) 改築事業の概要(平成〇〇年度～平成〇〇年度)

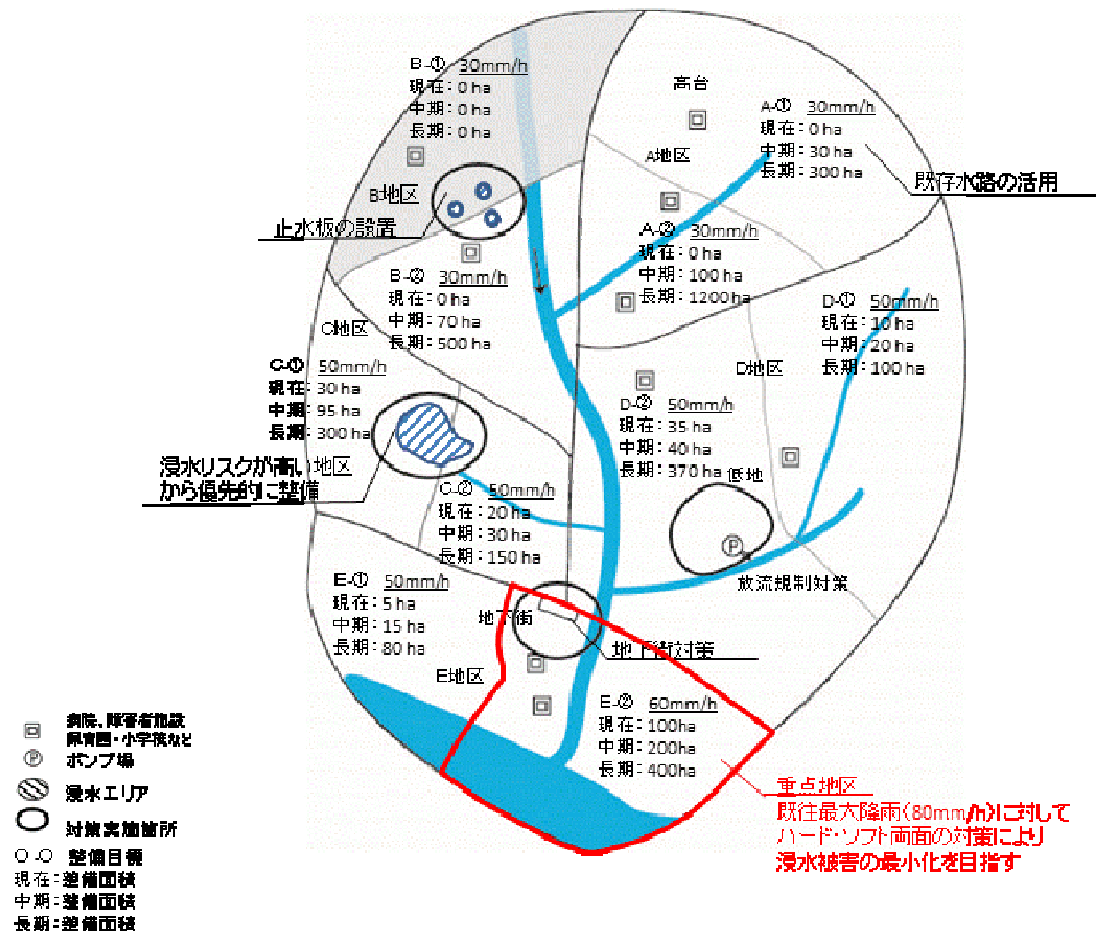
主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	延長：概ね〇〇〇km
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	汚水ポンプ(揚水量：約〇〇m <sup>3</sup> /分×〇台) 雨水ポンプ(揚水量：約〇〇m <sup>3</sup> /分×〇台)
水処理施設 (送風機本体)	送風量：約〇〇m <sup>3</sup> /分×〇台
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	脱水能力：約〇〇m <sup>3</sup> /時間×〇台

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね〇〇億円	概ね〇〇年後	(例1) 土木・建築は目標耐用年数 75年 機械・設備は目標耐用年数 25年で改築 (例2) 標準耐用年数で改築



【参考】（様式1）施設の設置に関する方針（浸水対策関係）の説明図（例）



事 務 連 絡

平成27年11月19日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 企画専門官

下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない  
事業計画の軽微な変更の取扱いについて

標記について、表1及び表2により運用していくものとするので了知されたい。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

なお、「下水道法施行令第5条の2及び第17条の7に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて（平成24年3月27日付け水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡）」は廃止します。

表－1 公共下水道

区分	重大・軽微の別	内容	備考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第5条の2 法第4条第6項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 予定処理区域の変更	重大 軽微	① 予定処理区域の境界の変更。 ② 処理区域内の地名の変更。 ③ 処理区、処理分区、排水区の区域の境界・面積の変更(重大①に当たらないものに限る。) ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。	大規模なものは、三 重大③で重大となる。
二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更	重大 軽微	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。 ② 吐口の位置・放流先の名称の変更。	
三 国土交通省令で定める主要な管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大 軽微	① 配置(ルート、縦断)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所の増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	施工上の理由による程度のもの。 施工上の理由による程度のもの。
四 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	重大 軽微	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟、機械棟、汚泥処理棟等の各室配置の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大 軽微	四に準ずる。	
六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

- 1) 軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。
- 2) 主要な施設とは下記のものをいう。  
流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、流量調整池、雨水沈殿池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素接触タンク、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、ガスタンク、焼却炉、管理棟、機械棟、汚泥処理棟及びこれらに準ずる施設
- 3) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

表－２ 流域下水道

区分	重大・軽微の別	内容	備考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第 17 条の 9 法第 25 条の 11 第 7 項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第 42 条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大	① 配置(ルート・縦断)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所の増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	
	軽微	① 局所的な配置(ルート、縦断)の変更。 ② 種類(形状、材質)の変更。 ③ 局所的な管径の変更。 ④ 管内を点検するための機器、マンホールの位置の変更。	施工上の理由による程度のもの。  施工上の理由による程度のもの。
二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更	重大	① 施設の新設、増設及び廃止。 ② 位置の変更。 ③ 構造(構造形式・流入方法・排水方式)の変更。 ④ 能力(雨水調節容量)の変更。	
	軽微		
三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大	五に準ずる。	
	軽微		
四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更	重大	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。	
	軽微	① 吐口の位置、放流先の名称の変更。	
五 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟、機械棟、污泥処理棟等の各室配置の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更	重大	① 流域関連公共下水道の接続箇所の位置の変更。	
	軽微	① 接続箇所の位置の名称の変更。	
七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更	重大	① 予定処理区域の境界の変更。	
	軽微	① 処理区域内の地名の変更。 ② 処理区、処理分区、排水区の区域、境界・面積の変更(重大①に当たらないものに限る。) ③ 処理区、処理分区、排水区の名称の変更。 ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。	
八 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

1) 軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。

2) 主要な施設とは下記のものをいう。

流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、流量調整池、雨水沈殿池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素接触タンク、放流渠、污泥濃縮タンク、污泥消化タンク、污泥貯留タンク、污泥脱水施設、ガスタンク、焼却炉、管理棟、機械棟、污泥処理棟及びこれらに準ずる施設

3) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

事 務 連 絡  
平成28年3月30日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課課長補佐

### 下水道法施行規則第4条の4第2項による点検結果の記録等について

下水道法施行規則第4条の4第2項では、同条第1項に規定する下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設について、5年に1回以上の頻度での適切な点検を実施した場合に、点検事項を記録及び保管することとしています。

当該点検の項目としては、「劣化・損傷を把握するために必要な点検」に資するものとして、破損・クラック等の有無や段差・たるみの確認等を行うことを想定しており、また、下水道法施行規則第4条の4第2項では、記録及び保管すべき事項として、

- ・点検の年月日
- ・点検を実施した者の氏名
- ・点検の結果

と規定しているところです。

上記を踏まえ、今般、別紙のとおり点検記録簿（例）を作成しました。別紙も参考に、適切な施設の点検と点検記録簿の作成、保管をお願いします。

なお、地方公共団体が別途、「下水道維持管理指針（平成26年9月 公益社団法人日本下水道協会）」等を参照するなどして、独自に設定した点検項目や要領等を別途定める場合等にあつては、これらに基づく点検の実施と結果の記録等を実施して差し支えありません。

都道府県におかれては、管内市町村（政令指定都市を除く。）に対し、周知・助言いただくよう、お願い致します。

点検記録簿 (例)

点検個所住所				台帳番号	
マンホールNo.		点検日時	平成28年 月 日	AM・PM	:
監督員 (職・氏名)					
委託事業者		現場代理人			
監理技術者		担当技術者			
点検項目		点検結果 (異状の有無)		異状の状態等	対処の要否
地上	路面凹凸	有	無		
躯体	破 損	有	無		
	腐 食	有	無		
	変 色	有	無		
管口	破 損	有	無		
	腐 食	有	無		
	変 色	有	無		
管体	破 損	有	無		
	腐 食	有	無		
	変 色	有	無		
流下状況	滞 水	有	無		
	堆 積	有	無		
【点検者の所感】					

事 務 連 絡

平成28年3月30日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課課長補佐

### 排水施設の点検結果の道路管理者との共有等について

「下水道法施行規則第4条の4第2項による点検結果の記録等について（平成28年3月30日下水道事業課課長補佐事務連絡）」において、排水施設のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所(point)の点検を実施した場合における点検結果の記録等について、通知したところです。

下水道管理者による排水施設の点検結果等を道路管理者と共有するとともに、道路管理者による排水施設が埋設されている路面下における空洞調査等の結果を下水道管理者が共有することは、道路陥没の未然防止や施設の劣化・損傷のおそれのある箇所(point)のスクリーニングなどの観点から、有益なものであると考えられますので、自らの点検結果記録簿を道路管理者に提供するなど、道路管理者との点検結果の共有化に努められるよう、お願いします。

なお、本件につきましては、別添のとおり国土交通省道路局国道・防災課道路保全企画室より地方整備局に対して、下水道管理者と情報共有すること、また、地方公共団体の道路管理者にも周知する旨、通知されております。

都道府県におかれては、管内市町村（政令指定都市を除く。）に対し、周知・助言いただくよう、お願い致します。

事 務 連 絡

平成28年3月30日

北海道開発局 道路維持課長補佐 殿  
各地方整備局 道路管理課長 殿  
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

国道・防災課

道路保全企画室 課長補佐

### 道路の陥没対策のための下水道管理者との情報交換について

平成27年11月19日に施行された改正下水道法において、下水道施設の維持修繕基準が創設され、公共下水道等の点検が義務付けられたところであり、今後、下水道管理者は、平成30年11月までに下水道施設の機能の維持に関する方針（点検の頻度など）を含めた事業計画を策定するとともに、下水道施設の定期的な点検を行うこととなっている。

この際、下水道管理者が実施する点検結果と、各整備局が実施している道路施設の点検・調査のうち、排水施設が埋設されている路面下の空洞調査結果を相互に共有することが道路陥没の未然防止に有益であると考えられるため、各国道事務所等において情報交換の場を設けるなどして、双方の点検・調査結果の共有化に努められたい。双方の点検・調査結果の共有化の際は、事務効率化の観点から相互に既存様式を活用するなど配慮すること。

また、当該取り組みについて、地方公共団体の道路管理者に対して会議等の場で周知すること。

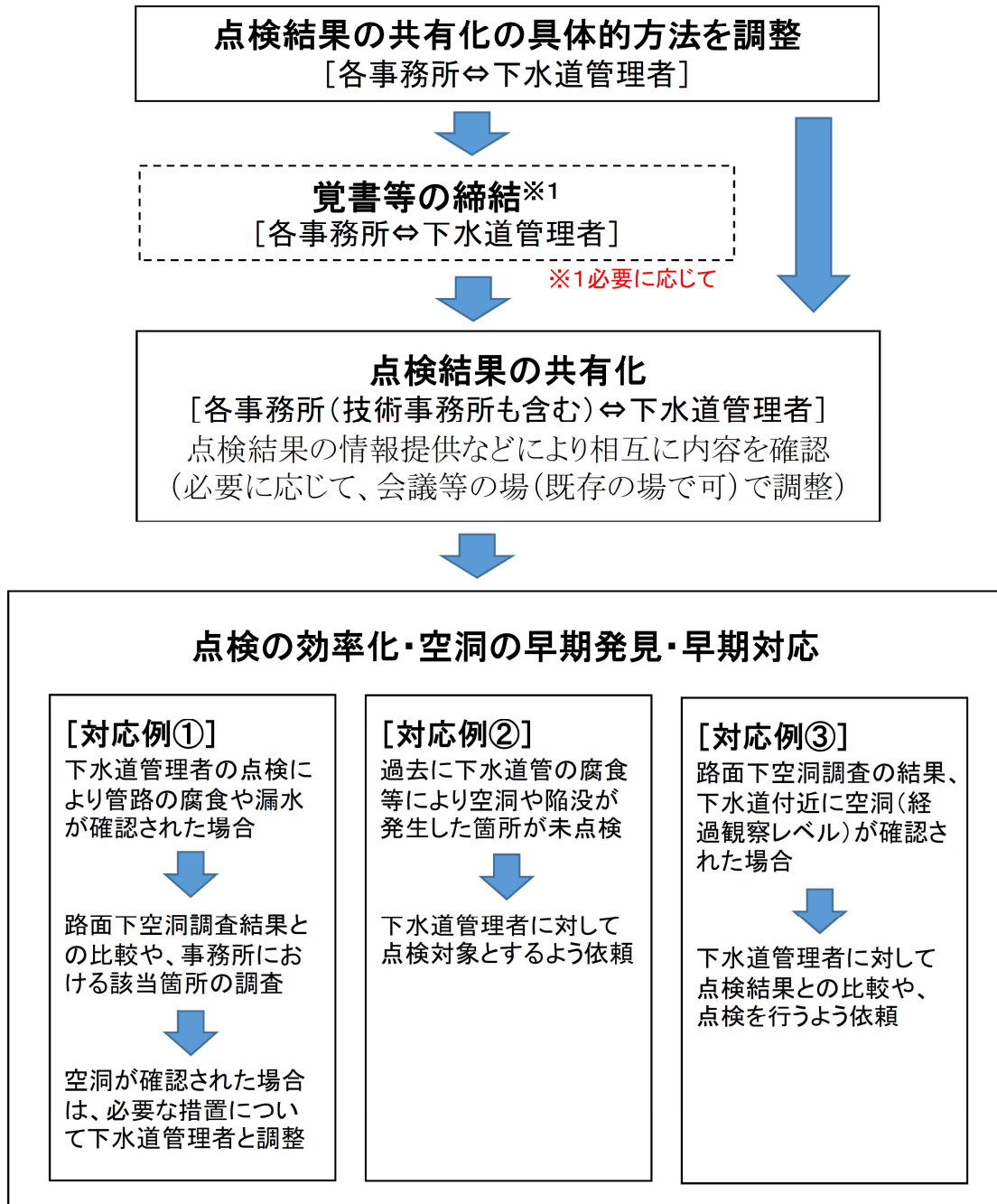
なお、本件については、別添のとおり、国土交通省水管理・国土保全局下水道部より、都道府県・政令市の下水道管理者あてに文書を通知している旨を申し添える。

参考資料1：当該取り組みの進め方（例）

参考資料2：排水施設の点検結果の道路管理者との共有等について（平成28年3月30日  
付け事務連絡国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐）



## 当該取り組みの進め方(例)





20160531